

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月9日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247576

執行機関名

学資の貸与及び支給に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第10の項 鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第3条	鳥取県育英奨学資金貸与規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)又は大学(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)